

法人が抱える課題等の変化の考え方

必要性が認められたポスト（14法人20ポスト※R4.6現在）

ステップ1

法人の課題等の変化の有無を確認

「出資法人等の経営状況等の評価結果等報告」・「法人ごとの調査票」から、以下について確認

○法人が抱える課題等の変化の有無

- ・変化あり
- ・変化なし

事務局にて確認

ステップ2

課題等に『変化あり』

◆人的関与の必要性が継続しているか、個別に審議

<審議方法>

- 法人所管部局へのヒアリング

課題等に『変化なし』

◆人的関与の必要性は継続しているとの観点から、一括審議

<審議方法>

- 法人一覧等により、前回点検結果から、大きな変化等がないことを確認・審議
⇒ヒアリング等を省略

審議会にて審議

個別審議/一括審議の仕分

事務局において、以下により変化の有無を確認のうえ、仕分けを行う。

前回審議会において 必要性が認められたポスト（15ポスト）

◆人的関与の必要性に関わる課題に変化があるか。

<「変化あり」の例>

- 法人の課題に変化があり、個別に点検が必要
ex.借入金的大幅な解消、保有資産の大幅な縮減、法人の統合など
- 新たな課題の顕在化により、個別に点検が必要
ex.借入金的大幅な増加、収益の大幅な減少、課題となる新たな事業の実施など

前回審議会において 条件付きで認められたポスト（5ポスト）

◆人的関与が必要とされた条件に変化があるか。

<「変化あり」の例>

- 条件付けされた事由に大きな変化があり、個別に点検が必要
ex.法人の統合、事業の完了、新たな課題の顕在化など